

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（県立学校人事課）

一 趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理等を行うため、服務を監督する教育委員会が講ずべき措置について必要な事項を定めるための改正

二 内容

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等を行うために講ずべき措置については、法に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

三 施行期日

令和二年四月一日